



# 六中だより

文京区立第六中学校 校長 小椋 孝

<http://www.bunkyo-kyo.ed.jp/dairoku-jh/>

【教育目標】○責任を重んじる ○学習に励む ○健康なからだをつくる ○美しい生活を求める

## 朝礼等での「校長からの話」 ～ ご参考にしていただき、ご協力をお願いします ～

### 【1月11日（火） 始業式】

「何も咲かない寒い日は、下へ下へと根を伸ばせ。やがて大きな花が咲く。」

「長い階段を一気に上がろうとすると、途中でへばってしまう。

でも一段ずつ確実に上がっていけば、時間はかかっても頂上まで上がることができる。」

これは、女子マラソンの高橋尚子（たかはし なおこ）さんの言葉です。高橋選手は、岐阜県出身で中学から陸上競技を始め、高校時代は800mの選手で全国インターハイに出場し、結果は予選敗退、また高校2年生のときに県代表として全国都道府県対抗女子駅伝に出場しましたが、区間順位は47人中45位だったそうです。大学時代は、全国インカレで入賞する選手に成長しましたが、卒業後に自らの意思で女子マラソンの名指導者として名高い小出義雄さんが監督を務めるチームに入り、その指導のもとで着実に実力を伸ばし、26歳のときに1998年名古屋国際女子マラソンにおいて、当時の日本最高記録で優勝を飾りました。そして、2000年シドニーオリンピックで見事金メダル獲得、世界記録の樹立、また女子スポーツ界で初の国民栄誉賞受賞と大活躍を果たしました。冒頭の二つの言葉は、あきらめない心と粘り強い努力で練習に取り組み続けた高橋選手ならではのものと言えるでしょう。

「足が速く、高さがあり、サッカーセンスもあるという万能な人間はいない。

その人の個性をとことん磨き、伸ばし、褒めてあげることが大事。」

これは、高校サッカー界で名監督として有名な小嶺忠敏（こみね ただとし）さんの言葉です。小嶺監督は、大学卒業後に長崎県立島原商業高校の教員となり、サッカー部監督として部員13人からスタートし、10年目に全国インターハイで長崎県勢として初優勝を飾りました。その後、長崎県立国見高校に赴任すると、自ら運転するマイクロバスで全国を回り、強豪校と練習試合を繰り返しながら強化を図り、全国高校サッカー選手権で6度の優勝という輝かしい成績を残しました。小嶺監督は、徹底して走り込ませる猛練習と個性を伸ばす指導で選手を鍛え、J1通算最多得点記録をもつ大久保嘉人さんをはじめ、多くのプロ選手や日本代表を輩出しました。その指導方針を表すこの言葉は、すべてを求めるのではなく、まずは自分の長所を磨き、自信をもてる分野を伸ばし、それを広げていくことが成長につながるという意味で、中学生の皆さんにも、とても良く響く言葉だと感じています。

### 【2月7日（月） 全校朝礼】

2月4日（金）に二十四節気の立春（りっしゅん）を迎えました。立春は「寒さも峠を越え、春の気配が感じられる」という意味です。2月19日（土）には「陽気がよくなり、雪や氷が溶けて水になり、雪が雨に変わる」という意味の雨水（うすい）を迎えます。寒さの厳しい日が続きますが、暦の上ではすでに春を迎えています。

春には、進学、進級のシーズンを迎えますが、感染症対策で制限、制約の多い日が続いていることもあり、先のことを考えると不安になることもあるでしょう。それぞれ自分に合った方法で落ち着ける時間やきっかけとなるものがあると良いですが、特にお気に入りの音楽や本、風景、飲み物、ペットなど、いつも変わらないものに接すると落ち着けることがあります。私の場合は、職員室から見える富士山がその一つで、雄大な姿を見ると落ち着きます。特別教室の前からも見えますね。これを人で考えると、いつも定点で皆さんを見守ってくれている大人の方が該当します。保護者や親族の方、先生、カウンセラーなどと、気軽に相談、おしゃべりできると落ち着けると思います。特にカウンセラーは、指示をすることはなく、いろいろと話をすることで、自分で気付けるようにしてくれます。本校には3人のカウンセラーが月・火・水・金曜日に来校していますので、ぜひ気軽に話をしてみてください。

**感染症への対応 ～ 文京区教育委員会の方針について、ご確認をお願いします ～**

感染症の陽性患者数の増加を受け、東京都には令和4年1月21日（金）から2月13日（日）まで「まん延防止等重点措置」が適用されています。今月末までの延長が検討されているところですが、文京区教育委員会が示している現時点における学校の対応基準をお示しします。学校は、この基準により学校生活の継続を図ってまいりますので、保護者の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

**【令和4年1月19日付教育長通知 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（抜粋）】****1 感染症対策の再確認等について****(1) 基本的な考え方**

個人の基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効である。このため、文京区版学校感染症対策ガイドラインや衛生管理マニュアル等の内容に従って感染症対策を確実に行うことにより、学校（園）内で感染が大きく広がるリスクを下げることができると考えられることから、校（園）内の感染症対策を再確認する。

特に、発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、幼児・児童・生徒・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。また、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えるようにすること。

**3 教育活動について**

次の教育活動については、以下のとおりとする。

**(1) 学習活動**

マスクの着用や3つの密の回避など感染症対策を徹底し実施することを基本とする。なお、可能な限りの感染症対策を講じても、児童・生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、実施を控える。

**※ <追記> 令和4年2月4日付文部科学省通知****オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（抜粋）****(1) 各教科等**

オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高いことを踏まえ、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」のうち特にリスクが高いものについては基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

**(2) 学校行事等について**

- ・ 幼児・児童・生徒が学年を越えて一同に集まって行う行事については、3つの密の回避など感染症対策を徹底し実施することを基本とする。ただし、会場の広さなどにより、3つの密の回避が難しい場合は、参加者を分けるなどの措置を講じる。
- ・ 学校公開や保護者会等の人を集める行事については、3つの密の回避など感染症対策を徹底し実施することを基本とする。ただし、会場の広さなどにより、3つの密の回避が難しい場合は、分散での実施やオンラインで実施する。
- ・ 卒業式等については、現時点で令和3年12月20日付通知に基づき実施するが、今後の感染状況によっては、改めて通知する。

**(3) 遠足等の日帰りの校外学習**

保護者の理解、協力が得られないものは、延期又は中止とする。公共交通機関の利用は、原則避けること。学校の判断により、やむを得ず公共交通機関を利用して実施をする場合は、以下の例を参考にできる対策を講じる。

- ・ 通学・通勤のラッシュ時の利用はできる限り避ける。
- ・ 乗車の際は、5～6人程度のグループとし、1つの車両に多くのグループが乗車することのないようにする。その際、密な状態にならないように工夫する。
- ・ 乗車の際は、マスクを着用させるとともに、会話については必要最小限とし、不必要な会話は控えるように指導する。

**(5) 部活動について**

- ・ 感染症対策を十分に講じるなど、生徒の安全を最優先する。なお、活動場所の広さなどにより、3つの密の回避が難しい場合は、活動する学年を分けるなどの措置を講じる。
- ・ 都中学校体育連盟等が主催する大会に参加する場合は、その要項に従う。
- ・ 対外試合等の実施については、各部活動の意義や目的に照らして判断する。
- ・ 部活動終了後は速やかに帰宅させる。
- ・ 他地区では練習や試合に付随する行動（部活動終了後に車座になって飲み物を飲みながら会話や食事をする、部室、更衣室、トイレ等の共用エリアで3密になる等）が原因と思われる感染者も発生していることから、改めて指導を徹底する。

**※ <追記> 令和4年2月4日付文部科学省通知 <3(1)と同様のもの> (2) 部活動等**

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する活動については特にリスクが高いため基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・ 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・ 大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等

**(6) 運動時におけるマスクの取り扱いについて**

運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際は、十分な呼吸ができなくなるなど健康被害が発生するリスクがあるため、児童・生徒の間隔を十分に確保するなどの感染症対策を講じた上で、マスクを外させる。

なお、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童・生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童・生徒等の体調の変化に注意する。

**※ <追記> 令和4年2月4日付文部科学省通知 <3(1)と同様のもの>**

衛生管理マニュアルにあるとおり、レベル3の地域においては、体育の授業や運動時においては、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っている際は、可能な限りマスクを着用することとしているが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれずに、基本的に同様の対応とすること。

**5 休校等に伴う学びの保障について**

臨時休業や感染者及び濃厚接触者が増加した場合は、オンライン授業などを実施し、学びの保障を行う。また、感染不安や感染予防により登校できない児童・生徒等に対するオンライン等を活用した個別の対応を行う。

**【令和4年1月31日付教育長通知 修学旅行の実施等にかかる判断について（抜粋）】****1 実施判断の最終期限**

- (1) 最終期限は、修学旅行実施日22日前とし、この日までに実施等に係る判断をする。

※ 本校の場合、3月12日（土）～14日（月）の実施予定なので、2月18日（金）がこれに該当します。

- (2) 最終期限が休業日にあっている場合は、最終期限をその直前の平日とする。

**2 判断基準**

状 況	措 置
修学旅行期間において、「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」が都内もしくは宿泊先・訪問先の府県で「発令されている」もしくは「発令されることが決定」された場合	延期又は中止
「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」が都内もしくは宿泊先・訪問先の府県で発令されることが決定されていないが、新型コロナウイルス感染症拡大が心配され、生徒の安全の確保が難しい場合	延期又は中止
「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」が都内及び宿泊先・訪問先の府県で発令される予定がない場合	実 施

**3 文京区教育委員会が負担する費用**

次の費用については区教育委員会が負担する。

- (1) 最終期限までに実施の判断をし、その判断以降、まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の発令が決まり、その期間と修学旅行の日程とが重なり、延期又は中止に伴いキャンセル料等が発生する場合。
- (2) 再度実地踏査をする必要がある場合。
- (3) その他の費用等が発生することが予想される場合は、最終期限の前に教育指導課と協議する。

**4 代替行事**

修学旅行を中止とし、代替行事を実施する場合は次の事項に留意する。

- (1) 学校ごとに代替行事を実施することとする。
- (2) 代替行事に係る費用は、保護者の私費負担とする。
- (3) 代替行事及び実地踏査にかかる教職員の入場料等の費用については区教育委員会が負担する。

**【令和4年1月31日付教育長通知****「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について（抜粋）****1 児童・生徒への指導**

政府における基本的な感染症対策として、「不織布マスクの推奨」が加えられたことを児童・生徒に指導する。  
 <参考> 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」（文部科学省事務連絡）より  
 基本的な感染症対策に関する以下の記載において、下線部分が追加されました。

<新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実>

**(1) 新型コロナウイルス感染症の特徴**

基本的な感染対策（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という三つの条件（以下「三つの密」という。）の回避、人と人との距離の確保、マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の着用、手洗い等の手指衛生、換気等）が重要である。

**文京区 HP より ～ 新型コロナウイルス感染症の患者さんと接触された方へ ～**

文京区予防対策課の資料によれば、「陽性者と生活を共にする濃厚接触者の方は、『陽性者の発症日』または『住居内で感染対策を講じた日』のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）は、健康観察及び以下のような行動をしていただき、感染拡大防止にご協力をお願いします（同居以外の濃厚接触者の方は、陽性者との最終接触日を0日目として7日間）。」とありますので、この基準にしたがってご判断いただけますようお願い申し上げます。

**<7日間は毎日健康状態を確認し、不要不急の外出を控えてください>**

- ☑ 学校や会社を休み、外出を控えてください。やむを得ず外出する場合は、マスクを着用し、公共交通機関は使用しないようにしましょう。
- ☑ 体温記録用紙を使い、毎日の体温測定、発熱（37.5℃）の有無を確認してください。
- ☑ 咳や呼吸器の症状の有無を確認してください。